

観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証基準」

【観光施設】



- ・ 必須：25項目
 - ・ 選択：39項目
- (令和5年3月13日改定)

観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証基準【観光施設：必須25項目】

○主に来場者の感染症予防

(1) 入場・退場・支払

基準項目	説明・具体的な方法例
1 <input type="checkbox"/> 来場者が必要に応じて体調を確認できるよう検温器や体温計を常備している。	
2 <input type="checkbox"/> 発熱や体調不良等がある来場者は、入場しないよう要請している。	<ul style="list-style-type: none"> ・平熱には個人差があることに留意し、入場をお断りする際は、該当者の平熱や体調を踏まえて総合的に判断してください。 ・発熱や体調不良等を理由に入場をお断りする場合、払い戻し措置等を行う等適切な対応を検討してください。
3 <input type="checkbox"/> 入退場時の密を回避する対策を行っている。 (具体的な方法：)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な方法例：①入場券の事前予約販売制度 ②券種やゾーンごと等の段階的な入場時間の設定
4 <input type="checkbox"/> 入口に消毒設備を設置し、入退場時等に手指消毒を実施するよう要請している。	<ul style="list-style-type: none"> ・入口等にアルコール消毒液等を設置してください。(入口の消毒設備には、踏込消毒槽等も含まれます。) ※可能であればアルコールアレルギーの方への配慮をお願いします。
5 <input type="checkbox"/> チケット売り場等、窓口での飛沫感染防止対策を行っている。 (具体的な方法：)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な方法例：①アクリル板の設置 ②透明ビニールカーテンの設置 ③来場者同士が触れ合わない程度の間隔の確保 ④券売機・セルフレジでの販売 ⑤オンラインチケット等の事前決済
6 <input type="checkbox"/> 支払い時における現金等の受け渡しには手指衛生を行っている。	

【観光施設：必須】

7 <input type="checkbox"/> 基本的な感染防止対策について注意喚起を行っている。	・ここでの基本的な感染防止対策は、定期的な手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底を言います。
--	---

(2) 施設利用

基準項目	説明・具体的な方法例
8 <input type="checkbox"/> 施設内の密を回避する対策を行っている。	・密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保することが必要です。 ・施設内の飲食店・売店の営業、展覧会・イベント等の実施にあたって、対策を講じても十分な感染対策がとれないと判断される場合は、休止することも検討してください。 ・スタンプラリー等のイベントを実施する場合は、時間やコースを工夫するなど、来場者が1か所に集中することを避けた運用を行うよう留意してください。
9 <input type="checkbox"/> 順番待ち等により列が発生する場合は、来場者同士が触れ合わない程度の間隔を確保している。	

○主に従業員の感染症予防

基準項目	説明・具体的な方法例
10 <input type="checkbox"/> 従業員と常に連絡がとれるようにしている。	・家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。

【観光施設：必須】

<p>11 <input type="checkbox"/> 従業員の体温・体調をチェックしている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に発熱（例えば平熱より1度以上）や風邪症状（せきやのどの痛みなど）がある場合は、出勤停止（自宅待機または帰宅）させてください。 （家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。） ・従業員が、体調が優れない時に申し出しやすい環境作りに努めてください。 ・具体的な方法例：①業務開始前に検温・体調確認を実施
<p>12 <input type="checkbox"/> 大声での会話を避けている。</p>	
<p>13 <input type="checkbox"/> 手指消毒や手洗いを徹底している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に手指消毒や手洗いを実施するとともに、就業開始時や休憩室の利用前後、飲食対応時、他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施してください。
<p>14 <input type="checkbox"/> 接客にあたっては、対人距離確保等の感染対策を行っている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンター越しの接客対応も含まれます。 ・具体的な方法例：①来場者の正面に立たないように注意し、対人距離をできるだけ1 m以上確保する。 ②距離を確保できない場合は、アクリル板等で遮蔽する。 ③アトラクション等、利用時の安全確認上接近する必要がある場合は、マスクの着用に加え、できる限り距離を空けて発声する。 ④パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据置き方式にする。
<p>15 <input type="checkbox"/> ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している。</p>	
<p>16 <input type="checkbox"/> 従業員に対し、感染症予防等に関する教育・情報共有等を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対し、感染症予防に関する基本的な知識を周知するとともに、業界ガイドラインや施設における対応方針を周知してください。

○施設・設備の衛生管理の徹底

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>17 <input type="checkbox"/> 十分に換気を行っている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①窓の開放により行っている。 ②機械換気により行っている。</p> <p>※いずれの場合でも、パーティション等を設置する際には空気の流れを阻害しないよう留意してください。</p> <p>※窓の開放による場合、複数の窓がある場合は二方向の窓を開け、窓が一つの場合はドアも開けることにより、空気の流れをつくってください。 また、1時間に2回以上、数分程度換気してください。</p> <p>※機械換気による場合、一人あたり毎時30m³以上の換気量を確保してください。換気量は、換気設備の取扱説明書等で確認するか、設置業者等に問い合わせてください。 (建築物衛生法(通称：ビル管理法)の「空気環境の調整に関する基準」に適合していれば、この必要換気量を満たすことになると考えられます。)</p> <p>※詳しくは、厚生労働省作成『「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参照してください。</p> <p>※冬場は、厚生労働省作成『冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参考に、室温の低下による健康影響の防止との両立を適切に行ってください。</p>
<p>18 <input type="checkbox"/> 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる設備等を、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて適時清掃・清拭消毒している。</p>	<p>・他人と共用する物品や複数の人の手が触れる設備等とは、以下のとおりです。</p> <p>【共通】手摺、券売機、ベンチ、ガイドブックスタンド、自動販売機、ドアノブ、タッチパネル、レジ、電気のスイッチ、蛇口、コイントレイ、エレベーターのボタン、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション、レンタル品(ベビーカー、車いす等)、トイレの便座や洗浄レバー など</p> <p>【遊園地】身体保持装置、VRゴーグル、3Dメガネ など</p> <p>【博物館・動物園・水族館】レンタル品(オーディオガイド)、展示ケース など</p> <p>【浴場】下足札、ロッカー、脱衣箱、洗面台、ヘアドライヤー、風呂桶、風呂用椅子、シャワーヘッド、マッサージ機器 など</p> <p>※『新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について』(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)を参考にしてください。</p>
<p>19 <input type="checkbox"/> ハンドドライヤー、共通のタオル等の使用に関し、適切に対応している。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等で、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることが確認できる場合には、使用可能とします。</p> <p>②共通のタオルの使用を禁止し、代わりにペーパータオル等を設置するか、 個人用のタオルを用意(宿泊客が各自のタオルを使用)。</p>

【観光施設：必須】

20 <input type="checkbox"/> ゴミ、リネン類等処理・回収の際にビニール袋に密閉し、飛散しないよう対策するとともに、作業後に手を洗っている。	・食品残さ、鼻水や唾液などが付着した可能性のあるゴミ、リネン類、おしぼり等は、飛散しないようにし、作業後に手を洗っている。
--	---

○取組の見える化等

基準項目	説明・具体的な方法例
21 <input type="checkbox"/> 掲示物やホームページ等で、感染防止対策を講じていることを周知している。	

【観光施設：必須】

○感染疑いがある場合の対応

(1) 来場者に感染疑いがある場合等の対応

基準項目	説明・具体的な方法例
22 □ 来場者に感染疑いがある場合、「受診・相談センター」へ連絡するよう案内している。 (具体的な方法：)	・感染疑いがある場合は、来場者から「受診・相談センター」へ連絡するよう案内してください。

【観光施設：必須】

(2) 従業員に感染疑いがある場合等の対応

基準項目	説明・具体的な方法例
23 □ 従業員が発熱・風邪症状・体調不良の場合は、出勤停止（自宅待機または帰宅）させている。 （具体的な方法： ）	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員が発熱や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、体調不良（倦怠感など）がある場合には、出勤停止（自宅待機または帰宅）としてください。（家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。） ・具体的な方法例：①発熱等の対応方法について従業員に周知 ②発熱等の対応方法にかかるマニュアルを策定
24 □ 従業員が感染もしくは感染疑いがある場合は、就業を禁止している。 （具体的な方法： ）	<ul style="list-style-type: none"> ・家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。 ・具体的な方法例：①感染等の対応方法について従業員に周知 ②感染等の対応方法にかかるマニュアルを策定
25 □ 従業員に発熱・風邪症状・体調不良、感染疑いがある場合の対応を従業員に周知徹底している。	<ul style="list-style-type: none"> ・家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。

観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証基準【観光施設：選択39項目】

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>○ 飲食スペースあり ○ 飲食スペースなし 【該当する場合は「1~5」をチェックしてください】</p>	
<p>1 <input type="checkbox"/> 支払い時における現金等の受け渡し後には手指衛生を行っている。</p>	
<p>2 <input type="checkbox"/> 接客にあたっては、対人距離確保等の感染対策を行っている。 (具体的な方法：)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンター越しの接客対応も含まれます。 ・具体的な方法例：①来場者の正面に立たないように注意し、対人距離をできるだけ1 m以上確保する。 ②距離を確保できない場合は、アクリル板等で遮蔽する。
<p>3 <input type="checkbox"/> 入場者に対し感染防止対策を要請している。 (具体的な方法：)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ここでの感染防止対策とは、飲食中は会話を控えること、飲食前後の手指消毒、対人距離の確保のことを言います。 ・具体的な方法例：①掲示物や立看板による要請 ②アナウンス放送による要請 ③従業員による呼びかけ
<p>4 <input type="checkbox"/> 飲食時の感染防止対策を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異なるグループについては、グループ相互に対人距離を最低1 m以上確保するか、グループ同士のテーブル間をアクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）で遮蔽してください。 ※少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等は同一グループとして扱います。 ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食は制限してください。
<p>5 <input type="checkbox"/> 飲食スペース内の衛生管理を徹底している。 (具体的な方法：)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食器類は、食べ残しや水等の飛沫がなるべく飛び跳ねないように、注意して回収してください。 ・具体的な方法例：①厨房の衛生管理、使い捨て手袋の都度使用など食品衛生管理で従来行っている管理は徹底して実施する。 ②食器、テーブル、椅子、券売機等、飲食スペースにおける高頻度接触部位の消毒を徹底する。 ③箸やスプーン、コップなどの容器類はできるだけ使い捨てを使用する。

【観光施設：選択】

<p>○ ビュッフェスタイルあり ○ ビュッフェスタイルなし 【該当する場合は「6」をチェックしてください】</p>	
<p>6 <input type="checkbox"/> ビュッフェスタイルでの料理提供において感染防止対策を行っている。 (具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①トング等を共用とする場合、手指消毒を徹底 ②従業員が取り分け</p>
<p>○ ショップあり ○ ショップなし 【該当する場合は「7～9」をチェックしてください】</p>	
<p>7 <input type="checkbox"/> 接客にあたっては、対人距離確保等の感染対策を行っている。 (具体的な方法：)</p>	<p>・カウンター越しの接客対応も含まれます。 ・具体的な方法例：①来場者の正面に立たないように注意し、対人距離をできるだけ1 m以上確保する。 ②距離を確保できない場合は、アクリル板等で遮蔽する。</p>
<p>8 <input type="checkbox"/> 店内での販売物について、見本品に触れる前の手指消毒の要請など感染防止対策を行っている。</p>	<p>・試食コーナーなどは行わないか、行う場合は感染防止対策を工夫してください。</p>
<p>9 <input type="checkbox"/> ガチャガチャ等について、感染防止対策を行っている。 (具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①取っ手部分など、高頻度接触部位の定期的な清掃または消毒 ②周辺に手指消毒液を設置することによる接触前後の消毒の促進</p>

【観光施設：選択】

<p>○ 展覧会の実施あり ○ 展覧会の実施なし 【該当する場合は「10」をチェックしてください】</p>	
<p>10 <input type="checkbox"/> 展示室内及び展示エリアにおける飛沫感染防止対策を行っている。</p>	
<p>○ 手で触れる展示物あり ○ 手で触れる展示物なし 【該当する場合は「11」をチェックしてください】</p>	
<p>11 <input type="checkbox"/> 直接手で触れることができる展示物の感染防止対策を行っている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者の発生等にもない、保健所等の指導による展示室等の消毒が行われる場合、露出展示されている展示物や展示ケースへの悪影響に備え、予め、展示物や展示ケースと来館者の距離を長めに設定すること等、導線を検討してください。 ・具体的な方法例：①展示を行う場合は、職員が管理し、消毒を徹底する。 ②屋外展示の場合は、鑑賞者が作品に直接手を触れることのないよう注意喚起や鑑賞方法の工夫を行う。
<p>○ 飼育動物あり ○ 飼育動物なし 【該当する場合は「12～16」をチェックしてください】</p>	
<p>12 <input type="checkbox"/> 飼育員及び獣医師が飼育動物へ直接接触することを極力避ける。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染者やその疑いのある者が飼育動物と密に接することは避けるようにしてください。 ・飼育員及び獣医師は、獣医療やハズバンダリートレーニング時に接触する場合でも感染対策を徹底してください。 ・具体的な方法例：①手袋等の装着 ②接触前の手指消毒の徹底
<p>13 <input type="checkbox"/> 来園者と展示動物について、社会的距離をとる工夫を行っている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な方法例：①ついたてなどの遮蔽物を利用して距離を確保する。 ②動物と物理的にふれあう活動は見合わせる。 ③ふれあう活動を実施する場合は適切な感染対策（接触前後の手指の洗浄・消毒）を行う。
<p>14 <input type="checkbox"/> 獣舎への入退出時にウイルスを持ち運ばないような工夫を行っている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的は方法例：①長靴等の消毒（獣舎入口における踏込消毒槽の設置等） ②獣舎ごとの長靴の履き替え

【観光施設：選択】

<p>15 <input type="checkbox"/> 作業時において手洗いを徹底している。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①「一作業一手洗い」を心掛け、手洗いは石鹸等を使いしっかりと汚れを落とす。</p>
<p>16 <input type="checkbox"/> 外部から獣舎に動物等が侵入しないようにしている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①害獣やノラ猫などの侵入対策の強化</p>
<p>○ 公演・イベントの開催あり ○ 公演・イベントの開催なし 【該当する場合は「17～19」をチェックしてください】</p>	
<p>17 <input type="checkbox"/> 来場者と出演者が接触するような機会において、感染防止対策を行っている。</p>	
<p>18 <input type="checkbox"/> 公演等に係るチケットおよびグッズを対面で販売する場合、飛沫感染防止対策を行っている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①アクリル板の設置 ②透明ビニールカーテンの設置</p>
<p>19 <input type="checkbox"/> 人と人が触れ合わない程度の間隔を維持することで、休憩時間や待合場所等での密を回避する対策を行っている。</p>	

【観光施設：選択】

<p>○ 大浴場あり ○ 大浴場なし 【該当する場合は「20～27」をチェックしてください】</p>	
<p>20 <input type="checkbox"/> フロントにおける飛沫感染防止対策を行っている。</p>	<p>短時間の対面など、場面に依じて、アクリル板等は必ずしも設置する必要はありません。アクリル板等を設置した場合は、定期的に清掃消毒をしてください。</p>
<p>21 <input type="checkbox"/> 対人距離（できるだけ1 m以上）を確保し、会話を控えるよう注意喚起を行っている。 (具体的な方法：)</p>	<p>・介助の必要がある場合を除きます。 ・具体的な方法例：①掲示物や立看板による注意喚起 ②アナウンス放送による注意喚起 ③従業員による呼びかけ</p>
<p>22 <input type="checkbox"/> 化粧品、ブラシ等のアメニティの利用に関し感染防止対策を行っている。 (具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①清拭消毒の徹底 ②利用者ごとに個別に用意 ③利用者に持参を要請</p>
<p>23 <input type="checkbox"/> 大浴場利用者に発熱等の症状があれば適切な対応を行っている。</p>	<p>・大浴場でも、発熱や軽度であっても風邪症状があれば入浴を控え、申し出るように呼びかけてください。 ・それらの症状が認められた場合、利用者から「受診・相談センター」へ連絡するよう案内してください。</p>
<p>24 <input type="checkbox"/> 大浴場で多数の人が密集しないよう、対人距離の確保や利用人数を制限するなど工夫している。 (具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①利用人数を設定して利用を制限し、掲示物により案内</p>
<p>25 <input type="checkbox"/> 浴場の換気を実施している。 (具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①窓を常時開放し換気 ②窓を定期的に開放し換気 ③機械設備により換気</p>

【観光施設：選択】

<p>26 <input type="checkbox"/> 利用者がロッカーの使用時に密集しないよう対人距離の確保を利用者に促すなど工夫している。</p>	
<p>27 <input type="checkbox"/> タオルの利用に関し感染防止対策を行っている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①タオルはフロントで個別配布 ②利用者に持参を要請</p>
<p>○ サウナあり ○ サウナなし 【該当する場合は「28～30」をチェックしてください】</p>	
<p>28 <input type="checkbox"/> 対人距離を確保するよう注意喚起を行っている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・介助の必要がある場合を除きます。 ・具体的な対策を講じても十分な感染対策がとれないと判断される場合は、中止することも検討してください。 ・具体的な方法例：①掲示物や立看板による注意喚起 ②利用者に文書等を配布 ③従業員による呼びかけ</p>
<p>29 <input type="checkbox"/> サウナでは、会話を控えるよう再度周知している。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①掲示物や立看板による注意喚起 ②利用者に文書等を配布 ③従業員による呼びかけ</p>
<p>30 <input type="checkbox"/> サウナでの感染防止対策を行っている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①室内で共用使用するタオルやマットなどの使用を中止し、利用者又は施設において別途用意した清潔なタオル等を利用するよう促している。</p>
<p>○ プール・水遊び・雪遊びあり ○ プール・水遊び・雪遊びなし 【該当する場合は「31～32」をチェックしてください】</p>	
<p>31 <input type="checkbox"/> ロッカー・シャワー等の屋内共用施設利用時の感染対策を行っている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①人と人とが触れ合わない程度の間隔を開けられるよう利用人数制限を行う。</p>

【観光施設：選択】

<p>32 <input type="checkbox"/> プール・水遊び・雪遊び場における対人距離（できるだけ1 m以上）を確保し、会話を控えるよう注意喚起を行っている。</p>	
<p>○ 休憩スペースあり ○ 休憩スペースなし 【該当する場合は「33～34」をチェックしてください】</p>	
<p>33 <input type="checkbox"/> 利用者に対し感染防止対策を呼び掛けている。</p>	<p>・利用者に対し、少人数の家族等を除き対面での食事を避けることや、大声での会話を避けることを要請してください。</p>
<p>34 <input type="checkbox"/> テーブル・イス等の清掃又は消毒を実施している。</p>	
<p>○ 従業員用の休憩スペースあり ○ 従業員用の休憩スペースなし 【該当する場合は「35～37」をチェックしてください】</p>	
<p>35 <input type="checkbox"/> 従業員が休憩スペースを利用する際、基本的な感染防止対策を行っている。</p>	<p>・ここでの基本的な感染防止対策とは、利用人数制限などによる対人距離確保（できるだけ1 m以上）、対面で食事や会話をしないことを言います。</p>
<p>36 <input type="checkbox"/> 十分な換気を行っている。 (具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①窓の開放により行っている。 ②機械換気により行っている。 ※換気基準は必須項目「施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり。</p>
<p>37 <input type="checkbox"/> 共用物品について、定期的な清拭消毒をし、感染防止対策を行っている。</p>	

【観光施設：選択】

<p>○ 建築物衛生法における特定建築物に該当する ○ 該当しない 【該当する場合は「38」をチェックしてください】</p>	<p>・建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律、通称「ビル管理法」）における特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、遊技場、店舗等の用途に供される延べ床面積が3,000㎡以上の建築物であって、多数の者が使用・利用するものをいいます。 ※該当するかどうか不明な場合は、お問い合わせください。</p>
<p>38 □ 建築物衛生法に基づく「空気環境の調整に関する基準」に従って、建築物を維持管理している。</p>	<p>・建築物衛生法における「空気環境の調整に関する基準」に適合していれば、必要換気量（一人あたり毎時30㎡）を満たすことになると考えられます。 ・詳しくは、厚生労働省作成『「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参照してください。</p>
<p>○ 喫煙スペースあり ○ 喫煙スペースなし 【該当する場合は「39」をチェックしてください】</p>	
<p>39 □ 利用者が密にならないよう人と人が触れ合わない程度の間隔を維持するなど工夫している。</p>	